

第114号議案

栄養教諭の配置に伴う関係条例の整備に関する条例

(市町村立学校職員の旅費に関する条例の一部改正)

第1条 市町村立学校職員の旅費に関する条例(昭和27年島根県条例第29号)の一部を次のように改正する。

第2条中「養護教諭」の次に「、栄養教諭」を加える。

(県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 県立学校の教育職員の給与に関する条例(昭和29年島根県条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号及び別表第4第2号中「養護教諭」の次に「、栄養教諭」を加える。

(市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例(昭和29年島根県条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条中「養護教諭」の次に「、栄養教諭」を加える。

別表第2第2号中「又は養護教諭」を「、養護教諭又は栄養教諭」に改める。

(県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第4条 県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例(昭和31年島根県条例第36号)の一部を次のように改正する。

第2条中「養護教諭」の次に「、栄養教諭」を加える。

(市町村立学校の教職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部改正)

第5条 市町村立学校の教職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例(昭和31年島根県条例第38号)の一部を次のように改正する。

第2条中「養護教諭」の次に「、栄養教諭」を加える。

(市町村立学校の教職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第6条 市町村立学校の教職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和31年島根県条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条中「養護教諭」の次に「、栄養教諭」を加える。

（教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正）

第7条 教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年島根県条例第42号）の一部を次のように改正する。

第2条中「養護教諭」の次に「、栄養教諭」を加える。

（市町村立学校の教職員の休職の事由を定める条例の一部改正）

第8条 市町村立学校の教職員の休職の事由を定める条例（昭和47年島根県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中「養護教諭」の次に「、栄養教諭」を加える。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。